

近畿大学の学部学科名称変更に係る寄附行為変更届出

寄附行為変更の条項及び事由

この法人が設置する近畿大学文芸学部文化デザイン学科をデザイン学科に、農学部農業生産科学科を農学科に、生物理工学部食品安全工学科を食品・生命科学科に、同生命情報工学科を情報学科に、同人間環境デザイン工学科を建築・人間工学科に名称を変更することとなったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

- 1 第4条第1号中、近畿大学文芸学部にある「文化デザイン学科」を「デザイン学科」に、農学部にある「農業生産科学科」を「農学科」に、生物理工学部にある「食品安全工学科」を「食品・生命科学科」に、「生命情報工学科」を「情報学科」に、「人間環境デザイン工学科」を「建築・人間工学科」に改める。

(事由)

学部の学科の名称を変更するため。

- 2 変更の時期
令和9年4月1日

- 3 附則として次の附則を加える。

附則

この寄附行為の改正は、令和9年4月1日から施行する。

(近畿大学の文芸学部文化デザイン学科、農学部農業生産科学科並びに生物理工学部食品安全工学科、生命情報工学科及び人間環境デザイン工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の文芸学部文化デザイン学科、農学部農業生産科学科並びに生物理工学部食品安全工学科、生命情報工学科及び人間環境デザイン工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず令和9年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

(事由)

施行日及び名称変更に伴う経過措置を明確にするため。

学校法人近畿大学寄附行為 新旧対照表

新	旧
第1条～第3条 (省略) (設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 近畿大学 (省略) 文芸学部(文学科、芸術学科、文化・歴史学科、デザイン学科) (省略) 農学部(農学科、水産学科、応用生命化学科、食品栄養学科、環境管理学科、生物機能科学科) (省略) 生物理工学部(生物工学科、遺伝子工学科、食品・生命科学科、情報学科、建築・人間工学科、医用工学科) (省略) 附則 <u>この寄附行為の改正は、令和9年4月1日から施行する。</u> <u>(近畿大学の文芸学部文化デザイン学科、農学部農業生産科学科並びに生物理工学部食品安全工学科、生命情報工学科及び人間環境デザイン工学科の存続に関する経過措置)</u> <u>近畿大学の文芸学部文化デザイン学科、農学部農業生産科学科並びに生物理工学部食品安全工学科、生命情報工学科及び人間環境デザイン工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず令和9年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。</u>	第1条～第3条 (省略) (設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 近畿大学 (省略) 文芸学部(文学科、芸術学科、文化・歴史学科、文化デザイン学科) (省略) 農学部(農業生産科学科、水産学科、応用生命化学科、食品栄養学科、環境管理学科、生物機能科学科) (省略) 生物理工学部(生物工学科、遺伝子工学科、食品安全工学科、生命情報工学科、人間環境デザイン工学科、医用工学科) (省略)